

別記様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	第4回田原市・渥美町合併協議会	
開催日時	平成16年 9月30日（木） 10時00分開会 ・ 13時 34分閉会	
開催場所	田原市役所 第1委員会室	
議長氏名	田原市長 白井 孝市	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	戸田敏行 顧問	
会 議 事 項	<p>1 議 題</p> <p>会議録署名委員の指名について (確認事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税の取扱いについて(協定項目8) ・ 一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目9) ・ 特別職の身分の取扱いについて(協定項目10) ・ 条例・規則等の取扱いについて(協定項目11) ・ 事務組織及び機構の取扱いについて(協定項目12) <p>(提案事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部事務組合等の取扱いについて(協定項目13) ・ 使用料、手数料等の取扱いについて(協定項目14) ・ 諮問機関等の取扱いについて(協定項目15) ・ 補助金・交付金等の取扱いについて(協定項目16) ・ 町名・字名の取扱いについて(協定項目17) ・ 慣行の取扱いについて(協定項目18) ・ 国民健康保健事業の取扱いについて(協定項目19) ・ 介護保健事業の取扱いについて(協定項目20) ・ 消防団の取扱いについて(協定項目21) ・ 行政区の取扱いについて(協定項目22) ・ 公共的団体等の取扱いについて(協定項目23) <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市建設計画について ・ 第5回協議会の開催日程等について ・ 新市のまちづくり講演会の開催について(第2・3回) 	<p>2 会議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原案どおり確認 ・ " ・ " ・ " ・ " ・ 次回協議会において確認 ・ " ・ " ・ " ・ " ・ " ・ " ・ " ・ " ・ " ・ " ・ " ・ 素案(一部)を報告 平成16年10月8日(金) 田原市役所第1委員会室 【第2回】 平成16年10月8日(金) 場所：渥美町文化ホール 【第3回】 平成16年10月26日(火) 場所：田原文化ホール

会議の経過		別添のとおり	
会議資料	別添のとおり		
	第4回田原市・渥美町合併協議会 会議次第 田原市・渥美町合併協議会 第4回会議資料 (仮称)田原市・渥美町まちづくり推進計画<新市建設計画>		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成 年 月 日		署名委員 印 印	

**田原市・渥美町合併協議会委員等名簿
(出欠簿)**

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席
会 長	田原市長	白 井 孝 市		

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席	
第 7 条第 1 項 第 1 号委員	渥美町長 (副会長)	原 功 一			
第 7 条第 1 項 第 2 号委員	田原市議会議員	蘭 保 則			
	渥美町議会議員	小 川 藤 吾			
第 7 条第 1 項 第 3 号委員	田 原 市	自治会代表	小 林 舜 治		
		青年代表	河 谷 伸 久		
		女性代表	富 田 さ よ 子		
		農業団体代表	岡 本 ま 勝		
		商工団体代表	鈴 木 よ し 喜 玄		
		臨海企業代表	山 田 と し 郎 郎		
	渥 美 町	自治会代表	山 本 た か ま 正		
		青年代表	宮 田 な お ゆ き 行		
		女性代表	杉 浦 み き お 操		
		農業団体代表	伊 藤 よ し お 夫		
	商工団体代表	渡 會 か ず あ き 昭			
計	(田原市 7 人・渥美町 7 人)	14 人			

区 分	職 名 等	氏 名	出席	欠席
第 11 条第 1 項 顧問	愛知大学名誉教授	河 谷 ひ 秀 と し 敏		
	(社)東三河地域研究センター常務理事	戸 田 と し ゆ き 行		
	愛知県東三河事務所長	な つ め や す た か 孝		

第4回田原市・渥美町合併協議会会議録

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局長	<p>皆さん、おはようございます。 お忙しいところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。 それでは、時間がまいりましたので、ただいまから第4回田原市・渥美町合併協議会を始めさせていただきます。 開会に当たりまして、会長からあいさつをいただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>皆様、おはようございます。 昨日の心配いたしました台風も無事に通り過ぎまして、ほっといたしております。ことは本当に台風やら地震やら多い年でございますが、幸いこの地域におきましては被害もなく済んでおりまして、何よりと思っております。 今日はまた、協議会のほうも第4回となりましたが、早朝から皆様方、大変ご多用な中、ご出席を賜りましてありがとうございます。 本日お願いを申し上げますのは5件の確認事項と11件の提案事項でございます。大変たくさんになりまして、いよいよ佳境に入っていくわけでございますが、なお、本日は恐縮ですが午後田原市・渥美町まちづくり推進計画のほうの話題にいよいよ入っていこうと思っておりますので、少しにそれに対します勉強会を開催させていただきたいと思っております。 何かとご多用の中、大変恐縮に存じますが、午後少しおつき合いをいただきたいと思っております。 それから、本日は各委員さん、ご多用の中、全員のご出席を賜りましてありがとうございます。 なお、顧問の戸田先生はご都合により欠席されておりますが、ただいまから開会をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、本日の会議に入ってまいりたいと思っております。 これからの議事の取り回しにつきましては、会長にお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、早速会議のほうに入らせていただきたいと思います。 本日は、先回の協議会で提案をさせていただきました協定項目B群の「地方税の取扱い」、それから、「一般職の職員の身分の取扱い」、「特別職の身分の取扱い」、「条例・規則等の取扱い」、「事務組織及び機構の取扱い」の5件についてご確認をいただくとともに、協定項目C群の「一部事務組合等の取扱い」、「使用料、手数料等の取扱い」、「諮問機関等の取扱い」、「補助金・交付金等の取扱い」、「町名・字名の取扱い」、「慣行の取扱い」、「国民健康保険事業の取扱い」、「介護保険事業の取扱い」、「消防団の取扱い」、「行政区の取扱い」及び「公共的団体等の取扱い」の11件について、新たにご提案をさせていただきたいと思っておりますので、皆様方のご意見等をお出しいただければありがたいと思っております。 それでは、ただいまの出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから第4回田原市・渥美町合併協議会を開催させていただきます。</p>

<p>事務局長</p>	<p>審議に先立ちまして、会議録署名委員の指名をさせていただきたいと思います。会議録署名委員には、富田さよ子委員さん、それから、杉浦 操委員さんをお願いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、協議第11号「地方税の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をしてください。</p> <p>それでは、ただいま議題となりました協議第11号「地方税の取扱いについて」ご説明申し上げます。</p> <p>資料の1ページをご覧くださいと思います。</p> <p>地方税の取扱いについての調整方針といたしましては、「地方税の取扱いについては、田原市の制度に統一する。ただし、都市計画税及び国民健康保険税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の地方税に関する特例の規定を適用し、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)都市計画税については、合併年度及びその翌年度は、現行のとおりとする。</p> <p>(2)国民健康保険税については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度調整し統一する。」とするものでございます。</p> <p>それでは、地方税についての現在の取扱い状況等につきましてご説明申し上げますので、資料の3ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>田原市及び渥美町が課税している税につきましては、この資料に掲載していただきますように、市町村民税、固定資産税、それから、4ページに掲載していただきます軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、都市計画税、国民健康保険税がございまして、</p> <p>なお、この中で、現在、特別土地保有税の取扱いにつきましては、地方税法の定めによりまして、平成15年度以降当分の間、課税が停止される措置がとられております。こうした中で、1の市町村民税から6の特別土地保有税につきましては、両市町とも標準税率を採用するなど、同様の取扱いを行っておりますので、合併後も引き続いて田原市の制度で取扱いをしてまいりたいとするものでございます。</p> <p>それでは、両市町で差異のある都市計画税と国民健康保険税の2つの目的税につきましてご説明させていただきます。</p> <p>まず、都市計画税でございますが、これは、都市計画区域のうち、原則といたしまして市街化区域内の土地や家屋に課税され、市町村が行います都市計画事業や土地区画整理事業に充当されます目的税でございます。</p> <p>この税の計算方法は、固定資産税の算出方法とほぼ同じであります。地方税法上の制限税率は0.3%で、田原市は課税を行っておりまして、その税率は0.25%でございます。</p> <p>5ページをご覧くださいますと、平成15年度の両市町のそれぞれの地方税調定額をあらわした一覧表が掲載されておりますが、田原市におけます都市計画税の調定額は表の下から3段目にございますが、4億6,211万2,000円でございます。これらは都市計画道路、都市公園、下水道、市街地再開発などの都市計画事業や都市計画事業に係ります地方債の償還及び土地区画整理事業費へ充当されており、都市計画事業推進に当たっての貴重な財源となっております。</p> <p>一方、渥美町の状況を申しますと、現在、都市計画税の課税を行っていないものの、下水道事業など都市計画事業は実施してきておりまして、そこで、その課税につきまして平成18年度に条例制定を行いまして、平成19年度から課税開始の方向づけなされてきておりました。合併特例法では、合併による急激な負担の増加を軽減するべく、合併後の1年度を4年度といたしまして、地方税に関する不均</p>
-------------	--

一課税等の特例措置が設けられています。

以上のことを踏まえまして、両市町の合併に際しましても、この制度を活用しまして、合併後の平成18年度まで、それぞれ現行のとおり取扱うこととしてまいりたいとするものでございます。

次に、国民健康保険税についてご説明申し上げます。

4ページの一冊下、8のところにあらわしてありますが、国民健康保険税は、その年の保険事業に必要な費用総額から補助金等を差し引いた残りを被保険者が負担するものでございまして、保険税は両市町とも4方式と呼ばれております所得割、資産割、被保険者均等割、世帯平等割で税額を算定しております。保険事業を遂行し、かつ健全な会計が維持できるよう、原則、毎年税率を見直し、負担をお願いしているものでございます。

また、介護保険の納付金に係る税額も同様にして算定をしております。

戻りまして、2ページの参考資料をご覧いただきたいと思えます。

国民健康保険税の税率欄を見ていただきますと、医療保険、介護保険におきまして、税率及び限度額において両市町それぞれ違いがあることがおわかりになると思えます。資料にはございませんが、現年度分の調定額で1人当たりの税額を見てみますと、平成15年度決算では、田原市が6万7,710円でございます。渥美町が7万9,440円となりました。また、1人当たりの国民健康保険会計の支出額を見てみますと、田原市が18万7,462円でありまして、渥美町が17万7,420円でございます。約1万円ほど田原市のほうが1人当たりの支出が高くなっております。

これらを統一していくには、新市で保険事業に必要な費用総額や所得等が明確にならなければ、税率を決定できないものでございますので、合併時点で即統一といったわけにはまいりません。したがって、国民健康保険税につきましても、合併特例法の規定する地方税に関する特例措置の制度を活用しまして、合併年度は従前のとおり取り扱うこととし、合併の翌年度から調整の上、制度の統一を行ってまいりたいとするものでございます。

なお、6ページ、7ページには地方税の取扱いに関する法令を、また、8ページには最近の先進地の地方税の取扱いの調整方針をつけさせていただいております。ご参考にしていただけたらと思えます。

以上で、協議第11号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

それでは、説明が終わりましたので、ご質疑に入りたいと思えます。ご質問、あるいはご意見でも結構ですので、ございましたらお出しいただきたいと思えます。

ご質疑等ございませんか。

それでは、特にご質疑等もないようでございますので、採決を行わせていただきたいと存じます。

協議第11号「地方税の取扱いについて」を原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。

次に、協議第12号「一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をしてください。

事務局長

それでは、続きまして、協議第12号「一般職の職員の身分の取扱いについて」ご説明申し上げます。

資料は9ページをご覧くださいと思います。

一般職の職員の身分の取扱いについての調整方針は、ここに掲げましたように、3点挙げて整理をさせていただきました。

まず、第1点目として、「渥美町の一般職の職員は、すべて田原市の職員として引き継ぐものとする。」、第2点は、「渥美町の一般職の職員の給与、任免、配置その他の身分の取扱いについては、田原市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。」、また、第3点目として、「職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。」とするものでございます。

それでは、その理由等についてご説明してまいりますので、最初に13ページをお願いいたします。

13ページに、一般職の身分の取扱いに関する法令を掲載させていただいておりますが、一番下、下段に掲げました合併特例法に記述してございますように、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き、合併市町村の職員として身分を保有するように措置しなければならない。また、身分の取扱いに関しては、公正に処理しなければならないとされております。したがって、今回の合併の場合におきましては、渥美町の一般職の職員は、すべて田原市の職員として引き継ぐことの取り決めに加え、勤務条件等について、その状況を比較検討しまして、合併前と合併後で均衡を欠くことのないよう取り決めておく必要がございます。

それでは、戻っていただきまして10ページの参考資料をご覧くださいと思います。

職員の定数につきましては、それぞれの市町において、条例の定めがございまして、本年4月現在で、田原市では条例定数546人に対し実配置人員が522人、渥美町では364人に対し321人、両市町全体では、条例定数886人に対し実配置人員は843人となっております。

職員の定数については、合併のメリットであります行政のスリム化、効率化の観点からも、合併後の新市においては、定員管理の適正化に努めていく必要がありますので、冒頭の調整方針の3点目で申し上げましたように、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めてまいります。

しかしながら、定数については後ほどご提案申し上げます協議第15号の「事務組織及び機構の取扱い」とも関連がございますので、現時点では、何年で何%削減していくのか、現状まともっておりませんが、定員適正化計画は新市において類似団体を参考に策定されるものと考えております。

続きまして、職員の職名でございますが、11ページをご覧くださいと思います。

ここに示してございますように、太字で記載の職名は両市町とも共通であります。これ以外は両市町で違いがございます。特に、田原市では部長制を導入している関係上、職種も多くなっております。

また、任用要件については、両市町とも地方公務員法に沿って運用しておりますが、任用の形式でございます採用、昇任、昇格及び転任の具体的な方法、手続きについては、両市町とも統一がされておられません。

次に、一般職員の給与でございますが、ここには両市町の職員の給与の比較をしております。両市町とも給与体系は国に準じた取扱いをしておりますが、給料表に

	<p>導入しております。また、初任給におきましては、田原市は渥美町より1号給上となっておりますし、次の12ページをご覧くださいと思いますが、記載してございます管理職手当、調整手当及び時間外手当等の諸手当の運用面に差異がございます。したがって、渥美町の一般職の職員が、合併後、田原市の職員と比較して、任免、配置、その他身分の取り扱いの面で均衡を欠くことのないよう、公正に取り扱うこととし、給与面におきましては、現給保障を前提とした給与格差の是正を行ってまいるのでございます。</p> <p>さらに、退職勧奨制度につきましても、両市町とも内規として定めておりますので、これをベースに早急に検討を行いまして、定員適正化計画に反映してまいりたいと考えております。</p> <p>以上で協議第12号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、この件に関しますご質疑、ご意見等ございましたらお出しいただきたいと思っております。</p> <p>ご質疑等ございませんか。</p> <p>それでは、それぞれまた幹事会等で検討もされておりますので、採決を行わさせていただきますいただきたいと思っております。</p> <p>協議第12号「一般職の職員の身分の取り扱いについて」を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第13号「特別職の身分の取り扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
事務局長	<p>それでは、引き続きまして、協議第13号「特別職の身分の取り扱いについて」ご説明申し上げます。</p> <p>資料は15ページをお願い申し上げます。</p> <p>特別職の身分の取り扱いについての調整方針といたしましては、「渥美町の常勤の特別職（教育長を含む。）の職員の身分の取り扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」とするものでございます。</p> <p>それでは、その理由等についてご説明申し上げますので、次の16ページの参考資料をご覧くださいと思います。</p> <p>ここには、両市町の常勤の特別職でございます市長、町長、助役、収入役及び教育長の現在の状況を挙げさせていただいております。合併による特別職の身分上の取り扱いにつきましては、議会の議員及び農業委員会の選挙による委員とは異なりまして、その身分に関する特例措置はございませんので、田原市の特別職の身分に変更はございませんが、渥美町の町長、助役及び教育長の方々につきましては、全員がその身分を失うこととなります。ほかの合併協議会の事例を見ますと、身分を失うこととなる常勤の特別職の方々につきましては、合併後の職をどのように扱うか協議されている場合もございますが、当協議会といたしましては、資料の19ページをご覧くださいと思いますが、19ページに記載の先進事例、さらに田原町と赤羽根町との合併時の取り扱いと同様に、両市町の長に協議を委ねさせていただくという提案をさせていただきたいと存じます。</p>

	<p>両市町の長の協議につきましては、今回の合併原則によりますと、渥美町の常勤の特別職の方々には、その職を退いていただきまして、合併後の身分上の処遇はいたさない方針となりますので、これらを踏まえた協議が進められることとなります。</p> <p>以上で協議第13号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、説明が終わりましたので、本件に対しますご質疑ございましたらお願いをいたします。</p> <p>特にご質疑ございませんか。</p> <p>それでは、特にご質疑等もないようでございますので、本案について採決を行わさせていただきますと思います。</p> <p>協議第13号「特別職の身分の取扱いについて」を原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。</p> <p>次に、協議第14号「条例・規則等の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
事務局長	<p>それでは、続きまして、協議第14号「条例・規則等の取扱いについて」ご説明申し上げます。</p> <p>資料につきましては21ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>条例・規則等の取扱いについての調整方針といたしましては、「田原市の条例・規則を適用するものとする。ただし、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に係る条例・規則については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。」とするものでございます。</p> <p>それでは、その理由等についてご説明してまいります。</p> <p>新設合併の場合は、合併関係市町村の条例・規則等はすべて失効することとなりますので、新たな条例・規則等を制定する必要があると思いますが、今回は田原市への編入合併ということでございますので、渥美町の条例・規則は失効し、田原市の条例・規則が継続され、適用することとなります。ただし、そのまま編入先の田原市の条例・規則等を適用することに支障が生じる場合は、実態に合わせまして所要の見直しを行う必要が生じることとなります。</p> <p>22ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>ここに記載してございますように、両市町あわせますと条例が309本、規則が278本、それから、規程・規約等で合計しますと153本でございます。原則論で申し上げましたように、田原市の条例・規則等は失効せず、渥美町の条例・規則等は失効することとなりまして、田原市の条例・規則を適用してまいりますこととなります。</p> <p>いずれにしましても、このように条例・規則等の本数が大変膨大でございますし、今後の事務事業の調整方針も踏まえまして、規定の整理を行う必要も生じてまいりますので、本協議会で協議・確認をいただく範囲は、先進地の合併協議会や、田原市、赤羽根町の例に倣いまして、総括的な調整方針とすること。したがって、具体的に個々の条例・規則をどのように整理するかにつきましては、幹事会、</p>

います。

なお、先回の協議会で渡会委員さんから、協議会が終わった際に、条例・規則等の大きな違いを一覧表示した資料の提出依頼がございました。皆さんのお手元に配付させていただいております。田原市・渥美町の主な例規の差異という、1枚表裏にあらわしたものを配付させていただきました。ちょっと概要をご説明申し上げますと、まず、条例につきまして、田原市にあり、渥美町にないものと、それから、その下にございますように、渥美町にあり、田原市にないものを掲載させていただいております。また、その下から裏面にかけては、条例の施行規則や内部の事務取扱、服務等に関する規則や規程をそれぞれ掲載させていただいておりますが、順次、田原市にあって渥美町にないものでは、例えば、田原市が市制を施行しておりますので、その関係上、公平委員会設置だとか、福祉事務所の設置に関する条例がございました。さらには、田原市にあって渥美町にないもの、下から3つほどございますように、都市計画のそれぞれ事業に関する条例等が田原市の独自の条例としてございます。

また、渥美町にございまして、田原市にないものを見てまいりますと、上から順番に内部制度的な取扱いや、中段にございます郷土資料館の条例など、公の施設の設置管理の条例のほかでは、独自のものとして、名誉町民、あるいは表彰条例がございました。これにつきましては、田原市は昨年、市制施行の際、改めて制定をしていくということで、現在、準備中であるということで、田原市には今のところ載っていないという状況でございます。

そのほかでは、保健師等修学資金貸付条例というのが渥美町さんには独自の条例として存在してございます。また、その下等を見ていきますと、夕陽が浜の分担金徴収条例などがございます。

そういった主な内容になっております。これを受けまして、裏面には規則・規程等、それぞれ計上させていただきました。

以上で協議第14号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

ご苦労さま。それでは、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。ご質疑、ご意見ございましたらお出しいただきたいと思います。

よろしゅうございますか。それでは、特にご意見等もないようでございますので、本案につきまして採決をさせていただきたいと思います。

協議第14号「条例・規則の取扱いについて」を原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。

次に、協議第15号「事務組織及び機構の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をしてください。

事務局長

それでは、引き続きまして議題となりました協議第15号「事務組織及び機構の取扱いについて」ご説明申し上げます。

資料は25ページをご覧くださいと思います。

事務組織及び機構の取扱いについての調整方針といたしましては、1つ目に「新市の事務組織及び機構は、次の方針に基づき整備する」として、その整備方

針の第1点目といたしまして、「地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構」、整備方針の第2点目としましては、「住民の声を適正に反映できる組織・機構」、方針の3点目として、「住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構」、4点目として、「指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構」、また、方針の第5点目としましては、「簡素で効率的な組織・機構」、以上5つの整備方針を掲げまして、事務組織及び機構の整備構築を進めてまいっております。

また、大きな2つ目といたしまして、「現在の渥美町役場については、支所として存続させるものとする。なお、支所の組織については、住民サービスが低下しないように十分配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。」とするものでございます。

それでは、その理由等についてご説明いたします。

今回の合併につきましては、基本的に田原市の事務組織及び機構はそのまま残りまして、渥美町は事務組織及び機構は職員を含め、各種事務事業とともに田原市に継承されることとなります。しかし、田原市は合併後の事務処理に支障を来さぬよう、あらかじめ組織及び機構づくりの考え方について調整を行っておく必要がございます。

28ページ、29ページをご覧くださいますと、現在の両市町の組織、機構図を掲載させていただいております。

また、次の30ページ、31ページには、関係法令と先進事例の調整方針等を掲げてございますので、ご参考にご覧いただければと思います。

新たな組織・機構につきましては、今後、合併までに編成していくわけですが、当然のことながら、事務組織や機構については、住民の皆さんも非常に関心がございますので、合併することによって行政機能やサービスの低下は当然避けるべきでございます。そのためには、住民の立場に立った上で編成をしていく必要もございまして、調整方針の1つとして整備方針を掲げさせていただいております。

26ページの参考資料のほうに、先ほど申しました新市における事務組織・機構についての5つの整備方針を掲げさせていただいておりますが、新市の発足までには、これら5つの方針に基づきまして、新たな組織・機構づくりを進めてまいっております。

また、合併当初は、合併による組織・機構の急激な変化によって、住民サービス面や予算執行等に大きな支障を及ぼすことのないよう留意する必要があるもので、合併後に区域の拡大によります住民サービスの低下を招かぬよう、現在の渥美町役場につきましては、当面は支所として存続させることとし、段階的に再編、見直しを行っていくものとしてございます。

なお、本協議事項につきましても、協議会で協議、確認をいただく範囲は、先ほど見ていただきましたように先進の合併協議会と同様、総括的な調整の方針にとどめさせていただきたいと思っております。

新市の具体的な組織・機構につきましては、本調整方針に基づきまして、合併までに精力的に調整、編成が進められてまいりますので、よろしくご理解くださるようお願いいたします。

以上で協議第15号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、説明が終わりになりますので、所望に入ります。ご所望等ございましたら、

議長

	<p>お出しいただきたいと思います。 ご質疑ございませんか。 それでは、特にご意見等もないようでございますので、採決をさせていただきたいと思います。 協議第15号「事務組織及び機構の取扱いについて」を原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり確認をされました。 以上で、本日の確認事項は終わりました。次に、これから提案事項に移りたいと思います。 ただいまから提案させていただきます11件の提案事項は、本日は説明のみとさせていただきますので、確認は次回の協議会をお願いをいたしたいと思います。 それではまず、協議第16号の「一部事務組合等の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
事務局次長	<p>それでは、ただいま議題となりました協議第16号「一部事務組合等の取扱い」協定項目番号13番についてご説明を申し上げます。 資料の33ページをご覧ください。 調整方針といたしましては、「1 田原渥美清掃施設組合及び田原渥美視聴覚ライブラリー協議会については、合併の日の前日をもって解散する。なお、田原渥美清掃施設組合については、次のとおりとする。 (1)田原渥美清掃施設組合の事務及び財産は、田原市が引き継ぐものとする。 (2)田原渥美清掃施設組合の一般職の職員は、すべて田原市の職員として身分を引き継ぐものとする。 (3)田原渥美清掃施設組合の一般職の職員の給与、任免、配置、その他の身分の取扱いについては、田原市との職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。」 大きな2番目といたしまして、「愛知県市町村職員退職手当組合、豊橋田原渥美広域市町村圏協議会、東三河地方教育事務協議会及び田原渥美土地開発公社については、渥美町は合併の日の前日をもって脱退する。」とするものでございます。 それでは、現況、提案理由などにつきましてご説明を申し上げます。 1枚めくっていただきまして、34ページ、35ページをご覧ください。 この2ページにつきましては、一部事務組合という地方自治法に基づき、市町村の事務の一部を共同処理するために設置されたものでございます。 1番目の田原渥美清掃施設組合は、この地域のし尿のくみ取り及び処理の業務を行っておりますが、構成団体は田原市と渥美町でございまして、合併により共同処理ということではなくなることから、当然、解散し、田原市がその事務を引き継ぐものでございます。 解散に伴いまして、特別職の職員は失職することとなりますが、一般職の職員は一部事務組合という特別地方公共団体の職員として、現在、関係市町村の事務の一部を共同処理している方々でございまして、渥美町の一般職員と同様の取扱いをすることが適当であると思われまますので、すべて田原市の職員として身分を引き継ぐものとするものでございます。 次に、35ページをご覧ください。</p>

愛知県市町村職員退職手当組合は、愛知県内の一部の地方公共団体の職員の退職手当に関する事務を行っておりまして、この地域では両市町と田原渥美清掃施設組合が加入をしております。

こちらにつきましては、両市町以外の構成団体もございますので、渥美町が脱退するものとするものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、36ページ、37ページ、その次の38ページまでの3つでございますけれども、協議会というものでございまして、地方自治法に基づき、市町村の事務の一部を共同して管理、執行する、あるいは、広域にわたる総合的な計画を共同で作成するなどのため、設置されるものでございます。

協議会は、市町村長などの名において担任する事務を管理し、執行するもので、一部事務組合と異なり、その性格上、関係市町村の職員が事務を処理し、財産などは関係市町村に属するものでございます。

それでは、36ページ、豊橋田原渥美広域市町村圏協議会でございますが、こちらは、豊橋市、田原市及び渥美町が相互に協力して、広域市町村計画の策定、実施の調整などをするところでございますが、こちらにつきましては、他の構成団体もございますので、渥美町が脱退するものでございます。

次に、37ページの東三河地方教育事務協議会でございますが、この協議会は関係市町村の教育委員会の権限に属する教育に関する一部の事務を共同して管理、執行するところでございます。

豊川、蒲郡、田原の3市と宝飯郡と渥美町の5町で構成をしております、両市町以外の構成団体もございますので、渥美町が脱退するものでございます。

次に、38ページの田原渥美視聴覚ライブラリー協議会は、視聴覚教育に関する事務を共同で管理する協議会でございます。

こちらは、合併する2市町のみによる設置でございますので、合併によりまして清掃組合と同様に解散するものでございます。

次に、39ページをご覧ください。

田原渥美土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うところでございます。こちらは、構成市町村が両市町のみでございますが、法律により単独の市町村で設立でき、市にかわって土地を先行取得するなどの役割もございまして、解散はせず、渥美町が脱退するものとするものでございます。

なお、渥美町が脱退をするものにつきましては、その後、田原市が渥美町分を継承することとなります。

以上で「一部事務組合等の取扱い」につきまして説明を終わらせていただきます。

議長

ご苦労さま。説明が終わりましたので、ご質問ございましたらお出しいただきたいと思っております。

いろいろおわかりにくい点は、この提案のときにご質問を遠慮なくお出しいただければありがたいと思っておりますので、お願いをいたします。

はい、どうぞ。

河合委員

ちょっと文書の書き方で質問というか、教えていただきたいんですけど、先ほど説明にもございましたけれど、解散したら田原が引き継ぐという説明はございましたが、清掃組合などの財産は田原が引き継ぐというふうに書かれておりますけれど、土地開発公社が解散した場合に、一般的に会を脱退すると出資金などはその時点で返すという、私の感覚はちょっと違いますが、口頭では説明ございましたが、解

	<p>散するとだけ書かれておりますので、解散し、出資金は田原市が引き継ぐものとするというふうに書かれたほうがわかりやすいなというような印象を受けましたので、書き方、意味があると思いますので、その辺のご説明を願いたいと思います。</p>
議長	<p>事務局、どうぞ。</p>
事務局次長	<p>こちらにつきましては、普通、脱退は田原市・渥美町以外の構成団体があり、合併して渥美町がなくなっても、その組織が存続し、田原市が多くの構成団体の1つとなるというものでございますけれども、大きな概念として、渥美町は前日に脱退するというようなことにしております、こちらの土地開発公社とか、そういった場合の渥美町を削除する規約の変更とか、その構成団体の団体数の減少とか、そういったものの議決などが必要となるということで、そうした手続の1つとして脱退というような取扱いをするようにというような総務省等の助言がございましたので、そういったような取扱いをしておるということでございまして、それで、前日に渥美町さんが廃されるのと同時に脱退ということで、その時点で渥美町の権利、義務は田原市に引き継がれるというようなことで、それで土地開発公社は田原市が構成団体ということになりますので、そういったことで返金等ということにはならないというような理解で、ちょっとわかりづらい面はあるとは思いますが、同時にそういうふうになるということで、こちらのほうにつきましては、こういった書き方をさせていただいておりますけれども。</p>
議長	<p>河合さん、よろしいですか。 ご質問は、清掃組合のほうはこういう表現、土地開発公社はこういう表現だけではないのかという、ちょっとわかりにくいなというご質問ですが、今、法の趣旨の説明がありましたので、ご理解いただきたいと思います。 ほかに、何でも結構です。ご疑問に思うことはお出しいただきたいと思います。 それでは、ご質問をこの程度にしまして、次のほうへ移らせていただきたいと思っております。 協議第17号の「使用料、手数料の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
事務局次長	<p>それでは、ただいま議題となりました協議第17号「使用料、手数料等の取扱い」協定項目番号14番についてご説明を申し上げます。 資料の47ページをご覧ください。 こちらの調整方針といたしましては、「1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料は、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。」「2 手数料については、原則として合併時に田原市の制度に統一をする。」とするものでございます。 それでは、その状況及び提案理由等についてご説明を申し上げます。 1枚めくっていただきまして、資料の48ページをご覧ください。 まず、使用料でございますが、両市町で差異のある主な使用料としましては、(1)斎場使用料、(2)の行政財産使用料、(3)のその他の公の施設がございまして、使用料につきましては、それぞれの施設の規模、実態等が異なっているという前提がございまして、住民の皆様には直接影響があり、急激な変化は避けるべきでございますので、原則としては現行のとおりとするものでございます。 ただし、同じ市内ではばらばらの施設で、同様に利用できるようにするための料金が</p>

	<p>異なるというのは問題がございますので、そうしたものにつきましては調整をするものでございます。</p> <p>なお、水道料金、下水道及び農業集落排水の使用料並びに保育料につきましては、別の協定項目のほうで協議をいただくこととなりますので、よろしく願いいたしたいと思います。</p> <p>次に、手数料でございますが、従来から郡内で調整しながら設定してまいってきておりますので、大部分のものは同一でございますが、こちらにあるようなものが少し異なります。こちらにつきましては、同じ事務をする手数料ということでございますので、田原市に統一をするものでございます。</p> <p>以上で「使用料、手数料等の取扱い」につきましての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、この件につきましてご質疑ございましたらお願いをいたします。何か、富田さんのところ、よろしいですか。あったらお尋ねしてください。</p>
富田委員	<p>よくわかりませんが、手数料のところ、たまたま昨日、私、印鑑登録をいただいたら200円いったものですから、ここに無料と書いてあるんですけど、これは意味を、私がよく理解していないということでしょうか。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局次長	<p>印鑑登録の最初のカード登録につきましては無料ということでございまして、それ以外のものは有料ということになりますので。</p>
議長	<p>登録証交付手数料というものの意味がそういうことなんですね。ほかにございますか。はい、どうぞ。</p>
小林委員	<p>質問の内容が違っておったらごめんなさい。</p> <p>例えば、斎場の使用料、田原市、渥美町、それぞれ異なっておりますが、使用の関係というのは、どのようになるのか。例えば、田原市の人が渥美町の施設を利用する。あるいは逆の場合。そういったことについての考え方を伺いをしたいと思います。</p>
議長	<p>はい。</p>
事務局次長	<p>今、斎場につきましては田原市と渥美町にそれぞれあるわけですが、担当の分科会で調整方針が、あとの事務事業調整で出てまいります。当面、1つにまとめることは、早急には無理だと思いますが、こういった施設は将来的にはどこかに1つあれば、まとまったところがあればいいなと思っておりますが、当面の間は、合併後は類似する施設でございますが、稼働していくんだらうなと思っております。いずれか時点で見直しを検討されていくと思っております。</p> <p>そこに調整方針でございますように、同一、類似する施設の使用料でございますので、使用料については調整を図っていくという調整方針になっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。施設については今後の検討課題になるかと思っております。</p>

議長	<p>小林さん、よろしいですか。 はい、どうぞ。</p>
夏目顧問	<p>ちょっと細かいことで申しわけないんですが、この田原市と渥美町とともに漁港施設というのがあるわけですよ。それで、先ほど配っていただきました、渥美町にのみあるというやつで、その漁港港湾ともに占用料徴収条例というのがあるんですが、これは一体どういうたぐいの条例なんでしょうね。こういった中でうたってしまって、こういう特別の徴収条例なんていうのがどうして必要なんでしょうね。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局主任 (鈴木洋充)	<p>これは、実は漁港占用料等条例、徴収条例につきましては、例えば、県管理漁港等につきましては、管理条例自体を持っていませんので、そちらの条例はないところ、そういった港湾の使用料といいますか、占用料ですね。電柱を置いたり、電線を置いたりといった。そういったものに対して、港湾法や漁港法のほうで占用料がとれるようになっていきますので、それについては、こういった占用料条例をつくって徴収をすることができるというふうになっております。ちなみに、田原のほうにも姫島漁港というのがありますけれども、それについては、姫島漁港の管理条例の中で、そういった使用料、占用料の徴収の規定が設けてございます。ですから、これは一般的に、道路についても占用料条例というのがあるんですけれども、そうした道路法ですとか、港湾法ですとか、漁港法といったような管理については、ほとんど法律に定めがあるというものについて、逆に使用料ですとか占用料、そういった徴収については条例で定めなければならないというふうになっておりますので、管理条例は持ってないけれども、こうした占用料ですとか使用料の徴収条例は市町村で設けているというものでございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。船やヨットを置いたり、そういった料金の問題があると。県漁港の場合と市町村漁港の場合と、それから、条例上設ける場合と、占用条例で設ける場合と、いろいろあるという。こういう説明ですけども。</p>
夏目顧問	<p>また勉強しておきます。</p>
議長	<p>そうですね。次回までにひとつぜひ、勉強してきていただきたいと思います。ほかに。 それでは、次のほうへ進まさせていただきます。次は、協議第18号の「諮問機関等の取扱いについて」を議題といたしたいと思います。事務局、説明をしてください。</p>
事務局次長	<p>それでは、協議第18号「諮問機関等の取扱いについて」協定項目番号15番についてご説明申し上げます。 資料の63ページをご覧ください。 こちらの調整方針といたしましては、「両市町に置かれている諮問機関等は、田原市に統合するものとする。なお、独自に置かれている諮問機関等については、実態を考慮し整備するものとする。委員構成については、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」とするものでございます。</p>

	<p>それでは、提案理由等につきましてご説明を申し上げます。 1枚めくっていただきまして、資料の64ページをご覧ください。 まず、ここに記載の行政委員会でございますが、公平委員会につきましては、田原市は他の県内の市と同様に設置しておりますが、渥美町は愛知県へ委託しております。このほかに、両市町にはこちらにございます4つの行政委員会と別の協議項目で協議をいたします農業委員会と合わせまして6つの行政委員会がございます。これらの行政委員会は、地方自治法の規定に基づき、それぞれ関係する法律の定めによりまして、その設置が義務づけられているものでございます。</p> <p>次に、附属機関でございますが、総合計画審議会以下田原市22、渥美町18の附属機関がございます。これは、ともに両市町の条例により設置されているものでございます。</p> <p>次に、その下のその他でございますが、明るい選挙推進協議会以下田原市18、渥美町16のその他の諮問機関等がございます。これらは、ともに両市町の規則だとか、要綱によりまして設置されているものでございます。</p> <p>これらの諮問機関等につきましては、今回の合併の方式に基づき、冒頭で申し上げましたとおりの調整方針とさせていただくものでございますが、委員構成につきましては、当合併協議会といたしまして、田原町と赤羽根町の合併と同様に、協議会におきまして決めることとせず、両市町の長にこの協議をゆだねさせていただくことを提案させていただきたいとするものでございます。</p> <p>以上で「諮問機関等の取扱い」についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの「諮問機関等の取扱い」につきまして、ご質疑等ございましたらお出しいただきたいと思えます。 ご質疑ございませんか。 それでは、ご検討をしていただくということで、次のほうへ進めさせていただきたいと思えます。 協議第19号の「補助金・交付金等の取扱いについて」を議題といたします。事務局、説明をしてください。</p>
事務局次長	<p>それでは、協議第19号「補助金・交付金等の取扱い」協定項目番号16番についてご説明を申し上げます。 資料の71ページをご覧ください。 こちらの調整方針といたしましては、「補助金・交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実績等に配慮し、原則として次の区分により調整するものとする。」とするものでございます。</p> <p>(1)両市町で同一あるいは同種の補助金等については、田原市の制度に統一する。</p> <p>(2)各市町独自の補助金等については、両市町全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3)他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。」とするものでございます。</p> <p>それでは、その状況及び提案理由等についてご説明を申し上げます。 1枚めくっていただきまして、資料の72ページからでございますけれども、この次の73ページから81ページまでにつきましては、両市町の補助金、あるいは交付金等でございます。団体の運営や活動などへの補助である団体補助、それから、それ</p>

それぞれの事業を行った場合に支給される事業補助、この2つに分けるとともに、これが国や県の補助金を受けているものであるかどうか。あるいは、市町独自のものであるかどうかを区分した上で、それが両市町で同一同種であるか、あるいは独自のものであるかといったようなことで分類をしております。

なお、地方公共団体が構成、又は加入している団体に対するものや事業に対しましても継続性のないものは、その性格上、調整の必要はないと判断されますので、これらの対象から除外をしておりますので、あらかじめご理解を賜りたいと思います。

補助金等の交付団体や対象事業は、それぞれの市町の伝統文化や社会条件等も異なっておりますので、必ずしも画一的ではなく、交付条件も異なっているということでございます。したがって、合併に際しましては、関係団体との調整はもちろんのこと、補助金の交付にかかわる従来からの経緯や実情等を勘案し、合併後の新市のまちづくりの方向性や財政状況等にも配慮しながら、調整をしていく必要がございますので、協議会で確認をいただく範囲は、冒頭で申し上げました3つの調整の内容により調整をさせていただくこととすると。基本的な調整方針にとどめさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で「補助金・交付金等の取扱い」についての説明を終わらせていただきます。

議長

それでは、「補助金・交付金等の取扱いについて」の議題でございます。ご質疑ございましたらお願ひをいたします。

本件も内容はたくさんありますけれども、この協議会では基本的なことを決めておくという線でいくようでございますので、この点、ご了承しておいていただきたいと思ひます。

せっかくいい資料が出ておりますので、皆さん、よく内容を一遍見ておいていただきたいと思ひます。

それでは、次のほうへ進ませさせていただきます。

なお、本日は提案事項も大変多くなっておりますので、協議第20号の「町名・字名の取扱い」と21号の「慣行の取扱い」についてを一括提案いたしたいと思ひますので、説明をしてください。

事務局次長

それでは、ただいま議題となりました、始めのほうの協議第20号「町名・字名の取扱い」協定項目番号17番につきまして説明を申し上げます。

資料の83ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしましては、「渥美町の町・字の名称及び区域は、基本的に現行のとおりとし、「大字」、「字」を削除した名称に変更する。ただし、これにより難しい場合については、必要に応じ、変更を行うものとする。」とするものでございます。

それでは、その状況及び提案理由等につきましてご説明を申し上げます。

資料をめくっていただきまして、84ページをご覧ください。

現在、田原市には町が24、そのほかが10ございます。一方、渥美町には大字が20、字が816ございます。「町名・字名の取扱い」につきましては、過去の合併事例等を見ても、そのほとんどが合併時の混乱を避けるために必要最小限の変更にとどめ、できる限り従来町名・字名を使用するという取扱いをしております。ただし、同一、あるいは類似の町名・字名が関係市町に存在している場合には、戸籍の

分についてのみの変更をするという取扱いをしているものがほとんどでございます。

町名・字名は、そこに居住をいたしております住民にとりましても、長年にわたって慣れ親しんできたものでございますので、渥美町の場合におきましても、基本的に先進地と同様の取扱いをしてまいりたいとするものでございます。

具体的には、「渥美郡、渥美町」の部分「田原市」に置きかえ、現在の大字名と字名をこれに続ける方法を基本といたしまして調整をいたしてまいりたいと考えております。ただし、この場合の方法といたしまして、「大字」の文字を削除して、これに「町」を付して「字」の文字も削除して番地を続けるということとするものでございます。

具体的なものについては84ページの具体的な調整方法のところ、ちょっとわかりづらいかもしれないですけど、こういったように書いてあります。

一例を上げてご説明を申し上げますと、「渥美郡渥美町大字古田字岡ノ越6番地4」の場合は、「田原市古田町岡ノ越6番地4」に変更するというものが基本となるものでございます。

今後、地域住民の方々の要望などにより、これによりがたい場合もあるかもしれませんが、協議会で確認をいただく範囲は、このような調整方針にとどめさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で「町名・字名の取扱い」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、「慣行の取扱い」についてでございます。

協議第21号、協定項目番号18番について説明を申し上げます。

資料の89ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしまして、3点でございます。「1 市章、市民憲章、市の花・木等」でございます。市章、市民憲章、市の花・木等については、新たに制定することを検討するものとする。なお、合併時までには制定できない場合は、制定までの間、旧田原町時に制定した旧田原町の町章、町民憲章、町の花・木を用いるものとする。」、2つ目としまして、「各種宣言」、「田原市の各種宣言を新市の各種宣言として用いるものとする。」というものでございます。3番目、「表彰制度」、「渥美町の現行制度を廃止し、田原市において新たに創設する制度に統一するものとする。」とするものでございます。

それでは、提案理由等につきましてご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、資料の90ページ、91ページをご覧ください。

まず、「市章、市民憲章、市の花・木等」につきましては、田原市は、赤羽根町との合併がございましたので、新たなものの制定を検討するところではございましたので、当面、使用されている田原町のものを記載をしております。これらは、特に法律に基づき制定されたものではございませんが、合併後の新しい市の出発に伴いまして、新市の発展を期待し、新たに制定することが望ましいと考えております。このようなことから、新たに制定することを検討するものでございます。

次に、「各種宣言」でございますが、現在、田原市では4件、渥美町では1件の宣言を行っております。こちらにつきましては、田原町・赤羽根町の合併と同様に、田原市の各種宣言をそのまま新市の各種宣言として用いたいとするものでございます。

続きまして、「表彰制度」でございますが、現在、両市町で行っております各種表彰制度の概要を示させていただいておりますが、田原市では田原町・赤羽根町の合併がございましたので、現在、新制度を創設すべく検討中でございます。こちら

	<p>する。」とするものでございます。 以上で「慣行の取扱い」についての説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、2件につきましてご質問等ありましたらお出しいただきたいと思いません。 はい、どうぞ。</p>
小川委員	<p>先ほど「町名・字名の取扱いについて」でありますけれども、ただし書きに「これにより難しい場合については、必要に応じ、変更を行うものとする。」という文言がありますけれども、前回というか前々回の3町合併のときにも、渥美町では見直しをという方向性が出されまして、各自治会のほうで一度名前を検討した経緯がございます。そして、田原・赤羽根が合併した際に、池尻町が新たに生まれたということですが、その経過というのはどういう理由でありましたか、ご説明をお願いしたいと思いますけれども、よろしく願います。</p>
議長	<p>事務局、池尻のときの経過。</p>
事務局長	<p>旧赤羽根町で、合併前に大字若見という地区がございます、自治体の地区行政が若見区と池尻区に分かれておったかと思えます。そういったときに、合併の話題が出てまいりまして、それを機会に町名変更できないかという話が出てまいりました。もともと字の区域、町名変更等につきましては、合併に限らず関係される関係住民、いわゆるその区域に住んでいる方々とか、区域内の地権者などの合意形成がなされますと、市町村議会で議決しまして、県へ届け出て、知事の効力を待って、そういったことでできるわけでございますが、たまたま、そういった合併の話が出てまいりましたときに、合わせてできないかという相談がございました。旧赤羽根町の両区において、合併を機に、それぞれ若見町、池尻町とする旨の事前の合意形成がなされたというふうに聞いております。合併時でそういったことを進めたいというような確認書と申しますか、両区長さん、覚書であったと思えます。そういったものが旧赤羽根町のほうで出ておるかと思えます。そういったことを踏まえまして、実際の手続とか、順次申し上げてまいりますと、当時、15年5月にそれぞれ田原市議会、赤羽根町議会で合併の議決が行われました。それまでに合意形成がおおむね済んでおりまして、その後、合併の議決後、県へ事前協議がなされたと思えます。町名変更についてのいろいろな関係図面だとか、区域だとか、土地の形状だとかといったものを含めましてなされたと思えます。その年の8月20日の合併日付けで、新市のほうで名称変更の専決処分を行いまして、事前協議を行ったことにより同日付で知事への届け出、同じく同日付で知事からの告示等が下っており、そういった名称変更ができたと思えます。その後、新市の初議会でそういった専決した処分の承認をとというような形で、池尻、若見地区の町名変更にはそういった形が付されております。 以上でございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。 何か、もし、そういうことがありましたら、よく事務局と連絡をとって、また、地元の合意をうまくとってやってください。 はい、どうぞ。河合さん。</p>

河合委員	<p>今の答弁と少し関連があるんですけど、前回、2町で合併したときに、市内で、まだほかの地区でも町名を変えたいという意見を伺ったことがあります。合併まで期間が、前は短いことから、合併後に十分検討することになったというふうに聞いておりました、今回、その動きと申しましょうか、話をお聞きしました。そこで、申請があれば、先ほど話を聞きますと申請に膨大な資料とか手間がかかるみたいですので、今回の合併時に、現田原市内の町名を変更することも可能でしょうか、お伺いしたいと思います。</p>
議長	はい、どうぞ。
事務局長	<p>先ほど小川委員さんにも申し上げましたが、合併に限らず、町名変更は可能でございますが、今回、合併に合わせられるということもできますので、それは可能です。ただ、先ほど来、言いましたように、関係区域の方々の合意形成が前提でございますので、区域がある程度、それと、小規模ではきっとだめだと思いますが、ある程度の規模を整えておる、形状がひとつの画する区域がはっきりわかるような、そういったことも要件であろうかと思っております。合併時に合わせて変更は可能でございますが、県との事前協議とか、そういったこともございますので、今年度中、16年度中には各それぞれの関係住民の合意形成ができれば、赤羽根のときの池尻町の例を見ますと、可能であろうというふうに思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。 先生、どうもすみません。お待たせしました。</p>
河合顧問	<p>91ページの、これはまだここまできてなかったかな。 田原町の町の花とか、町の花とかしてありますよね。渥美町の鳥とか魚というのは、これ田原にあわせるということになると、魚や鳥はなくなっちゃうのかな。それが1つ。これは残しておいても差し支えない話だなと思うんで、木は合わせなきゃいけないかもしれないけど。</p>
議長	事務局のほう、どうぞ。
事務局長補佐 (大谷紀夫)	<p>この慣行の町の花・木等、町民憲章、町章も含めましてなんですけれど、実は、田原市のほうで予算計上し、今年度、公募等も含めながら、新たな制定を考えておったところなんですけれど、たまたま合併の話がまいいりまして、その前に制定するというのはちょっとどうかということ、今、とまっておるといような状況なわけでございます。</p> <p>それで、なるだけ早いうちにこうしたものを決めたいところなわけですが、この合併協議の動向を見ながらやっていくということの中で、その方針は変わっておりませんで、それが仮に、遅くなった場合、その場合には暫定的に田原町のものを使用するという意味でございまして、改めてこれは検討しますので、決してなくなってしまうとか、そうしたことはございません。改めて検討するというところでございます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>

議長	よろしいですか。
河合顧問	それから、もう1点、この下の表彰ですけれど、名誉町民になっているのが3名ほどおられるんで、渥美町。
議長	渥美町のほうですか。
河合顧問	これがくびになるということですかね。細かい話ですが。なくなっちゃう。これも検討か。
議長	はい、事務局、どうぞ。
事務局長	表彰制度については、田原市において、今、つくっておりますが、基本的には渥美町の現行制度でございますので、いったんは白紙に戻して、田原市のほうで表彰制度をつくりますので、そこでまた検討には値するかと思いますが、新たな方向づけがなされるかと思えます。
河合顧問	名誉市民になるんですか。なしになるんですか。
議長	こういうことです。今まではそれぞれの町で功労のあった方々が表彰されておったり、あるいは町の木とかいろいろ決めておりましたけれど、今度、新しく市が発足いたしましたして、新しくこういうものは皆さんと相談をして決めたほうがいいじゃないかというのが建前になっていきますので、この合併協議が進んで、もともと赤羽根と一緒にあって、新しいのをつくろうとしましたら、今度また合併の話が出ましたので、できたら渥美町の方も入っていただいて、検討委員会をつくって、そして、新しいものをつくっていくのがいいじゃないかという提案でして、これでいったん今までの方は、町は町のときの功労ということで、これは終わってしまいます。田原のほうでも100名の余りあります。旧町は終わってしまいますが、新しい市として今からスタートしていきますので、また、この割り切りをやらないと、これから新しく市として、これからまた何年か歴史が刻まれていきますのでということです。
河合顧問	はい、わかりました。
議長	前の人を決して粗末にするわけではありませんけれど、今度、新しい自治体が出てきておりますので。 ほかにご質疑ございましたら、はい、どうぞ。
小林委員	先ほどの先生の質問にも関連をするわけですが、協議第21号の2番の「各種宣言」の中で、「田原市の宣言を用いる」ということで、一方的にはっきり明言をされておるようですけれども、例えば、今の渥美町のこの項目の中に上がっておりますこういった宣言を若干なりとも拾い込んでいくような考え方はないのか、どうなのか、そういったこと。この宣言、いわゆる青白申告の町という宣言そのものが、もうあまり実態がないのかどうなのか、私、その辺もはっきりわかりませんが、そういう部分も含めてお伺いをしたいと思います。

議長	事務局、考えがありましたら。
事務局長	<p>宣言につきましては、基本的には田原市が4つ、今掲げてある宣言はそのまま用いていきますよということですが、渥美町の青色申告の町という宣言がなされていることについては、これも新市が発足して、新たな宣言の中に入れるかどうかは今後の検討になるかと思いますが、現状では田原市の4つの宣言を用いますよという調整方針でご理解をいただきたいと思います。</p>
議長	<p>よろしいですか。 ほかにご意見ございませんか。 では、またいろいろお気づきの点はいつでも構いませんので、事務局のほうへお問い合わせなりをお願いいたしたいと思います。 それでは、次のほうへ進ませていただきます。 協議第22号の「国民健康保険事業の取扱いについて」と協議第23号の「介護保険事業の取扱いについて」は関連もございますので、一括議題として説明をさせていただきます。では、事務局、説明してください。</p>
事務局次長	<p>それでは、協議第22号「国民健康保険事業の取扱い」協定項目番号19番についてご説明を申し上げます。 資料の95ページをご覧ください。 調整方針といたしましては、2点ございます。「1 保険給付事業については、合併時に田原市の制度に統一する。2 保健事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から田原市の制度に統一する。」とするものでございます。 それでは、状況及び提案理由等についてご説明を申し上げます。 資料の96ページをご覧ください。 国民健康保険は、病気やけがに備えて、加入者の収入に応じて保険税等を出し合い、そこから医療費を支出する相互扶助の制度でございます。 ここには、平成15年度決算における両市町の国民健康保険事業の概要を示させていただきます。 それでは、下のほうにございます給付の事業の概要につきまして、簡単に説明させていただきます。 まず、療養の給付でございますが、こちらは、病気やけがをして、医療機関にかかった場合に、医療費の一部を支払うだけで、残りの費用は国民健康保険から支払われるというものでございます。 次に、療養費でございますが、緊急時のやむを得ない事情で医療機関に保険証を提示できなかった場合に、国民健康保険が支払うべき額が後で支給されるという制度でございます。 次のページ、97ページの一番上の高額療養費でございますが、医療機関に限度額を超えて医療費を支払った場合に、超えた額について国民健康保険から支払われる制度でございます。 その下の出産育児一時金、葬祭費はそれぞれ加入者が出産、死亡したときに支給されるものでございます。 これらのものにつきましては、国の制度に準じて実施をしているもの、上の3つでございますけれども、それと、あと、下の2つ、出産と葬祭につきましては、両市町とも支給額に相違がないものでございますので、合併時は田原市の制度に統一をしたいというものでございます。</p>

なお、これに伴いまして、渥美町のほうにつきましては、出産育児一時金の支給方法とか、保険証などが変更されることとなります。

次に、保健事業でございますが、両市町とも実施しているものもございますが、かなり相違がございます。合併が年度の途中でございまして、現に進行している事業を合併時に即統一ということは難しいことから、合併年度は現行のとおり、それぞれ実施し、翌年度から田原市の制度に統一をとするものでございます。

なお、国民健康保険税につきましては、別の協定項目の「地方税の取扱い」で既にご確認をいただいておりますので、今回は対象外とさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で「国民健康保険事業の取扱い」についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、協議第23号「介護保険事業の取扱い」、99ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしましては、「1 被保険者の資格管理等に係る事務及び保険給付事業については、合併時に田原市の制度に統一する。2 第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降は新市において調整する。3 介護保険事業計画については、新市において策定する。」とするものでございます。

それでは、状況及び提案理由につきましてご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして100ページをご覧ください。

こちらには、平成15年度決算における両市町の介護保険事業の状況をお示しております。

調整方針の1つ目でございますが、被保険者証の発行、管理及び資格取得、喪失事務等の被保険者の資格管理等に関する事務、あるいは訪問介護、デイサービス及びショートステイ等のサービス等に対する保険給付事業、こちらにつきましては、両市町とも同様の取扱いをしておりますので、そうした事業につきましては、合併時に田原市の制度に統一するものでございます。

次に、1つ飛びまして、調整方針の3つ目でございますけれども、介護給付などの対象サービスの見込み等を定めます介護保険事業計画につきましては、両市町とも平成18年度から22年度の計画を平成17年度に策定する予定でございましたので、新市において平成18年度からの計画を策定することといたします。

戻りまして、調整方針の2つ目でございますけれども、65歳以上の1号被保険者の保険料は、資料の101ページの保険料及び納付方法の欄にございますように、所得による5段階方式で、市町におきまして徴収され、介護保険施設、サービスの内容及びサービスの利用見込み等の差異等により、両市町で異なっております。したがって、新たに策定します介護保険事業計画におきまして、新市において調整してまいりたいとするものでございます。

なお、それまでの間は、両市町の現在の介護保険事業計画を引き継いで運用し、保険料は現行のとおりとするものでございます。

なお、2号被保険者、これは40歳から65歳未満の方でございますが、これらの方の保険料につきましては、国民健康保険税と一括徴収でございますので、国民健康保険税と同様の取り扱いをするものでございます。

以上で2つの協議事項の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑ありましたらお出しいただきたいと思います。ご質疑ございませんか。

それでは、お問い合わせの件、また内容をよく見ておいていただきたいと思います。用い

す。

ここで1時間半たちましたので、ほんのわずかですが、5、6分休憩をしたいと思っておりますので、お願いをいたしたいと思っております。

午前11時38分 休憩

午前11時46分 再開

議長

それでは、皆様おそろいでございますので、少ない休憩時間で恐縮でございますが、今から再開をさせていただきたいと思っております。

協議第24号「消防団の取扱いについて」、協議第25号「行政区の取扱いについて」及び協議第26号「公共的団体等の取扱いについて」の、以上3件につきまして関連がございますので、議題とさせていただきます。事務局、説明をしてください。

事務局次長

それでは、順番に説明をさせていただきます。

まず、協議第24号「消防団の取扱い」について、協定項目21番についてご説明を申し上げます。

資料の103ページをご覧ください。

こちらの調整方針といたしましては、「消防団は田原市に統合し、分団等の組織、報酬及び費用弁償等については、田原市の制度に統一をする。」とするものでございます。

それでは、現在の状況、理由等についてご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして104ページをご覧ください。

消防団は、組織、名称及び区域につきましては、両市町とも条例で定め、各区域に分団を配置しております。現在、両市町の消防団の分団数は、両市町とも9分団で、団員数は田原市が539人、渥美町が317人となっております。分団等の組織につきましては、田原市の体制が1分団にポンプ車2～3両、渥美町の体制が1分団にポンプ車1車両と異なり、団員報酬及び消防団員の出勤に際して支給する費用弁償や退職報償金につきましても資料の104ページから105ページに記載のように、両市町に差異がございますし、独自の制度を導入しているケースもございます。こちらにつきましては、今回の合併の方式に基づきまして、田原市の制度に統一をしてみたいと思っております。

以上で「消防団の取扱い」につきましての説明を終わらせていただきます。

続きまして、協議第25号でございますが、資料の109ページをご覧ください。

協議第25号「行政区の取扱い」について、協定項目22番についてご説明を申し上げます。

こちらの調整方針といたしましては、「田原市の制度（校区総代制）を適用する。」とするものでございます。

それでは、提案理由等につきましてご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、110ページをご覧ください。

自治組織につきましては、目的はほぼ同じでございますが、呼称が両市町で異なっております。渥美町では26の地区に、ほぼそれぞれ1名の駐在員、田原市におきましては77の地区にそれぞれ1名の地区総代が置かれております。また、田原市では小学校単位で校区総代を置き、その校区の取りまとめ、総括をしております。

地区総代、駐在員は地域のコミュニティ活動のリーダーであり、市町と地域のパイ

りたいと考えておりますので、現在の両市町の各地区の制度はそのまま存続をするものいたします。また、合併をいたしますと地区の数も多くなりますので、地区の取りまとめ、行政と地区との橋渡しなどをするため、上部組織として現田原市の制度でございます小学校単位から代表する校区総代制を導入してまいりたいとするものでございます。田原市12校、渥美町8校で、全体では20人の校区総代数になります。

また、この制度を導入し、校区単位のコミュニティ活動の充実を図るため、活動拠点施設として校区単位に公民館を整備するものでございます。校区や地区への助成金及び奨励金並びに校区総代等への身分の取扱い等々につきましても、資料の110ページ、111ページに記載のように、両市町で異なっておりますので、一部奨励金の廃止を検討した上で、田原市の制度を適用してまいりたいとするものでございます。

以上で「行政区の取扱い」につきましての説明を終わらせていただきたいと思います。

最後に、協議第26号「公共的団体等の取扱い」、113ページでございます。

こちらの調整方針といたしましては、「公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。1 両市町共通の団体について、(1)の1つ目としまして、「合併後の一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。」、2つ目といたしまして、「国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに、そのあり方について協議をする。」、3つ目といたしまして、「統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け調整に努める。」という、こちらは共通の団体についてでございます。大きな2つ目の「各市町独自の団体について」でございますけれども、こちらにつきましては、「原則として、現行のとおりとする。」とするものでございます。

それでは、その理由等についてご説明を申し上げます。

こちらの公共的団体等につきましては、地方自治法でその取扱いに関しまして、普通地方公共団体の長は、その公共的団体等の活動の総合調整を図るために、これらを指導、監督できると規定されておりまして、また、合併特例法では、公共的団体等は、合併に際し、新市の一体性の速やかな確立のため、その総合調整を図るよう努めなければならないと規定されておりまして、したがって、できるだけ公共的団体等の統合がされますよう、基本的な考え方を検討していく必要があると考えております。

両市町には資料の114ページ以降に掲載させていただいております、それぞれ規模的にも目的別にもさまざまな公共的団体等が多数ございますので、これらの団体につきまして、両市町の共通の団体と各市町の独自の団体に区分をし、それぞれの区分に従い調整をするものでございます。

なお、本協議会の委員さんの中にも、ここにお示しした団体に所属しておられます委員さんがおられると思いますが、こうした公共的団体等の取扱いに関する考え方は、行政サイドからの判断によりまして、1つの方向性を打ち出したものでございまして、それぞれの団体との個別の調整は現時点ではいたしておりません。したがって、具体的な各団体との調整は、今後、必要に応じて行政も協力しつつ、各種団体において取り組んでいただくということになるかと存じます。

以上で3点の協議事項についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長	<p>それでは、ただいま説明がありました「消防団の取扱い」、「行政区の取扱い」、「公共的団体等の取扱い」について、ご質問ありましたらお出しいただきたいと思います。</p> <p>それでは、小川さん、どうぞ。</p>
小川委員	<p>第24号の「消防団の取扱い」についてでありますけれども、現在の田原市さんは、団長は多分1名、副団長は何名でしょうか。合併した後、できましたら渥美にも団長をとという思いがありまして、やはり、速やかにするためには融和役というんですか、できれば副団長をつくっていただきたいなという思いがありますので、ちょっとお聞きいたします。</p> <p>それと、もう一つ、「行政区の取扱い」について、ちょっと渥美町の駐在員の任期が2年ということですが、ここでちょっと訂正をお願いしたいと思いますけれども、任期は今現在はずべてが1年になりましたので、前回のときにはまだ福江の自治会が2年ということがありまして、こういう資料が出たかとは思いますが、1年ということですので、質問は、消防の副団長の関係、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局長	<p>現行、田原市の消防団、副団長は2名おります。</p> <p>それから、すみません、訂正させていただきます。110ページ、駐在員25名の任期は1年ということをお願いいたします。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>では、どうぞ。河合さん。</p>
河合委員	<p>それでは、「行政区の取扱い」についてで、大きく分けて2つ、その中でまた2つずつ、ちょっと教えていただきたいところがありますので、質問させていただきます。</p> <p>今、田原市の制度、校区総代制を適用するということになっておりますが、一昨日、合併講演会で、上野先生が今後は政令指定都市や道州制の流れにあるとおっしゃられておりました。そこで教えていただきたいのですが、東三河の、豊橋や豊川、または湖西などどのような行政区で行われているのでしょうか。</p> <p>それと、現在、考えられている制度で、校区総代制がベストなら結構ですが、今回は大きな合併ですので、私、ちょっと認識不足で大変申しわけないんですけど、ほかにより制度がありましたら、先進地ではどのような制度を活用されているのか、今後のことを考えて方向性をお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>それから、2つ目に、現在、渥美にある公民館と分館は、校区総代制を採用した場合、幾つそのまま使うことができ、また、幾つ改修が必要であるのか。また、幾つ新築が必要になるのかお伺いしたいと思います。</p> <p>その次に、校区につきましては旧田原・赤羽根でも将来的に子供の減少などにより再編が必要になってくるとおられます。今回、渥美に該当する地区があるかどうか分かりませんが、校区市民館を新築するには多額の費用がかかります。渥美でも再編が必要になる地区があるのではないかと考えられますが、効率化を図るために、市民館の新築などにはその辺を考慮する必要があるのではないかと考えられますが、いかががお考えになられていますでしょうか、お聞かせください。</p>

議長	<p>事務局のほう、他市町の行政の例、それから、公民館等の、これは新市町村計画にかかわるかもしれませんが、どうぞ、踏み込んでお答えしてください。</p>
事務局次長	<p>それでは、大きな1点目の質問の回答でございますけれども、他の東三河や湖西ということでございましたけれども、豊橋市にも小学校区単位の校区総代があるようでございます。それから、豊川市につきましては、幾つかの町内会を束ねる連区というようなものがあるようでございますけれども、こちらのほうは小学校の単位とはちょっと違うような状況でございます。</p> <p>それから、大きな都市というお話してございましたけれども、浜松とか浜北、天竜の合併を検討している、その各市につきましては、自治会と自治会連合会の間に地区自治会連合会のような組織があるようでございます。ある程度、市の規模が大きくなりますと、小さな自治会を代表する校区総代のような方がないと小さな自治会の会長さんだけでは、少しまとまりにくいというような状況があるのかなと思っております。そういった意味では、小学校という単位は顔の割と見える範囲でございまして、活動のしやすい、コミュニティとしてはまとまりのある単位で、適当な規模で適正な制度ではないかなと考えております。</p> <p>1点目の回答としては以上でございます。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局次長	<p>それでは、校区市民館の、渥美町の建設の考え方、あるいは小学校区別との再編との関連を含めまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、校区市民館の渥美町分の考え方でございますが、現在、鋭意、分科会のほうで建設計画の中で、各事業の詰めを行っております。</p> <p>基本的には26の、渥美町さんの自治会があるわけですが、今出てきておりますのは、その中から各小学校区で1つを校区市民館として位置づけして、整備拡充を図っていくという方針であります。</p> <p>田原市内の校区市民館というのが1つの基準を持っておりまして、新たな基準というのが基本的な考え方でございますが、今回、市民館に多目的ホールを含めまして、その校区の人口規模によるわけでございますが、おおむね900平米から1,000平米の市民館の整備の基本方針を打ち出しております。それにさらに拠点公園につきましては、市のほうで整備していきますよ、そういった方針が出ておりますので、ある程度方針にあわせたような計画が必要になってこようかと思っておりますが、現状ではまだそこまで、まとまりつつあるんですが、田原市の方針を目標に整備が進められていくと思っておりますし、それにあわせた計画が上がってこようかと思っております。ただ、田原の整備方針がまとまったところから整備していくという方針でございますので、各地区、これから新たにそういった考え方を進めていく渥美町さんのほうですので、基本的な考え方は整理されても、実態の計画面ではまだ、実際、合併後に整備費、あるいは事業費等拡充されていくケースが考えられるかと思っております。</p> <p>再編等の考え方でございますが、確かに小学校区と校区総代制がリンクしておりますので、一緒になりますと小学校が20校ということになります。合併の1つの目標である行革効果はどうなんだということであろうと思っておりますが、確かにこういったことも含めまして、合併後も続けて検討はしていく必要があるかと思っております。もともと小学校自体の教育効果はどうだろうか、教育環境はどうだろうかということは今後実証していきまして、そういったことが話題になってこようかと思っておりますが、現状では、校区渥美町にございます。それを整備する新しい計画で、合併に</p>

向ける建設画は上げていく予定でございます。
以上でございます。

議長

よろしゅうございますか、河合さん。

ちょっと大事なことです、一番最初のご質問の点だけ、私のほうからも答えさせてもらいます。

末端行政がどの程度がいいのかということでございますが、今、政府の方針もそうなんです、これは最近出たわけではなくて、もうかなり前から言われておりますが、少子高齢化になり、いろいろになりまして、一番最小の単位のコミュニティというんですか、皆さんの連帯意識ができる範囲というんですか、こうしたものはどの程度がいいだろうという議論は前からありまして、これは、やはり小学校校区ということではないかということが一般的に言われておりまして、同じ小学校を出て、同じような行事をやって育ってきたという。それから、さらに、細かい、今まで私どもはどちらかという小さい単位の、集落の単位でやってきたんですけど、やはり、これからの時代を見ましても、小学校区単位が同じ共同体意識というものが、いつまでも住民が持てて、しかも規模が大変大きくなっていきますので、都市になりますと。ということで、一般的に各都市とも小学校単位という行政方法がとられております。田原のほうも、もうこれは何年か前にその方向を向いて入ったわけなんです、今は小学校単位のコミュニティで、これから地域の活動をやっていこうと。ただ、これも現状を見ると、まだ小学校単位では少し大きいのかなというところもありますが、時代の方向を見ていくと、そうした形になっていくのが、特に今回、渥美半島が一本になると非常に大きな行政区域になりますので、こうしたことがわかりやすいのかなということで、特に行政区という、ひとつの基になりますので、小学校を単位としたコミュニティを形成した範囲というふうな方向を出させていただいておりますので、またご協力を賜りたいと思います。

それから、ここでまた私が言うと、少し先走って言うことになるのかも申しませんが、消防団の分団の数、先ほどこで説明がありましたように、田原が6、赤羽根が3、渥美町のほうで9つという。ちょっとこれ、考えていただきますとバランスがとれていませんね。田原が6で赤羽根が3とか、ということで、田原と赤羽根と合併したときに、分団の再編成ということをお団長さんたちのほうでもご検討いただいております、これは、だから、今の田原市9つ、それから、渥美町9つということよりか、もう少し合理的な配置になると思います。今、ご検討いただいている中で、これはまだ非公式な話なのでここで出すのはちょっとどうかと思いますが、多分、両団長さんが相談をしておられますので、そうしたことを見ると、例えば、赤羽根町は1つでいいでないかとか、そうすると6、1ということ、そういうバランスで物事を考えていったらというようなことが、今、お話されているようですので、できたら消防団のほうは、合併当初から同じような分団体制で、同じような待遇とか、いろいろな編成でいけるといいなと思っています。

それから、今、配置の9が極端に減るということは避けていきますので、そういうことはないと思いますが、分団数について、今、団長さん方がご検討されておられるようですので、ここに出しております協議は分団数に触れておりませんが、その辺もちょっとお含みいただいて、お考えいただければと思います。

ちょっと余分ですが申し上げておきます。

ほかにご質問ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

小林委員	<p>協議第25号の「行政区の取扱い」について、先ほどいろいろ基本的な面でご質問いただいて、それぞれご回答いただいたんですが、私は、立場上からも、実際の住民の方の戸惑いが生じないような、やはり制度を変えるということについては、いろいろと問題も出てくるのではないかなと、そんな感じもいたしますので、そういった点について、特に幹事会等で十分協議をしていただきまして、合併後もスムーズな末端の行政が担えるような形に指導していただきたい、そんなふうに思いますので、よろしく願いをいたします。</p>
議長	<p>ご意見で承っておきます。 ほかにございませんでしょうか。 それでは、ありがとうございます。提案事項につきましては、本日は以上でございます。これを次回、また協議でご確認をいただきたいと思いますので、たくさんの宿題で恐縮ですが、ひとつそれぞれご検討をしてくいていただきたいと思います。それでは、その他に入ります。事務局、何か。</p>
事務局長補佐 (大谷紀夫)	<p>お昼になってしまいました。新市建設計画について状況報告をしたいんですが、お願いしたいと思います。</p>
議長	<p>ちょっと待って。それは長いでしょう。午後お願いするということは各委員さんにご連絡してあった、なかった。してある。それでは午後のほうへ回させていただきます。よろしゅうございますか。ここでいったん休憩とさせていただきます。いいですね、事務局も。</p>
事務局長	<p>結構です。 それでは、ありがとうございました。 昼になりましたので、ここで休憩とさせていただきます。 また、午後にわたりまして恐縮ですが、ひとつ、委員さん、よろしく願い申し上げます。 休憩はどうでしょうか。1時から再開ですか。お急ぎの方はございますか。それでは、1時まで休憩をいたしますので、お願いをいたします。</p>
	<p style="text-align: right;">午後0時12分 休憩 午後1時00分 再開</p>
議長	<p>それでは、皆様おそろいのごさいますので、今から午後の部に入らせていただきたいと思ひます。 再開をさせていただきます、本日から初めて出てまいりますが、田原市・渥美町まちづくり推進計画について、ただいまから説明をさせていただきますと思ひます。では、よろしく事務局のほう、お願い申します。</p>
事務局長補佐 (大谷紀夫)	<p>それでは、ご苦労さまですが、よろしく願ひいたします。 新市建設計画について、資料は田原市・渥美町まちづくり推進計画、お手元にあると思ひますのでお出してください。 1枚めくっていただき、目次を願ひいたします。 その第2回合併協におきまして、この目次のうちの第1章、新市の概況の</p>

1の主要指標及び2の概況、それから、第2章の1、新市の将来像、ここまでの素案を前回、ご報告をいたしたところでございます。

今回は、ページが振ってあります第1章 新市の概況のうち、3の人口動態の見通し及び4の地域の課題、第3章の土地利用の方向性についての素案をご報告させていただきます。

なお、今回の説明分につきましても、前回と同様ですが、本日以降にお気づきの点やご意見等ございましたら、いつでも結構ですので、事務局のほうへご意見をいただければ幸いです。

また、この案についても、現在の素案ということですので、今後、ご意見や、それから、これから予定されます県協議等で修正もありますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが1ページ、開いていただきまして、3 人口動態の見通しについてご説明をさせていただきます。

まず、(1)の人口についてでございますが、下の表にありますとおり、これまでの人口の動きを新市全体で見ますと、以前に比べ、増加率は鈍化はしておりますが、一貫して増加傾向を続けてきておりまして、平成12年の10月1日時点では6万5,534人というふうになっております。しかし、本文中の記述のとおり、国立社会保障人口問題研究所が発表した人口予測によれば、日本の総人口は、平成18年にピークに達した後、長期の人口減少過程に入るものと予測されております。こうした中で、新市の将来人口をコーホート要因法という手法を用いて推計をいたしました。コーホート要因法を簡単に説明いたしますと、コーホートというのは、同年、または同期に出生した集団という意味でありまして、この具体的な推計手法は、ある年、今回の推計では国勢調査の直近年が平成12年とやや古うございますので、これを直近の平成15年10月1日現在のデータに補正したものを使用しておりますが、この平成15年の性別、年齢別人口を基準人口として、ここに出生率、生存率、移動率及び出生の性比、男女比でございますが、等の指標を当てはめて、その集団ごとの時間変化を軸に、人口の変化をとらえて計算する方法でございます。

この手法を用いて計算式に当てはめ、まず、単純に趨勢人口を算出いたしましたら、中間年の平成22年が6万3,730人、計画の最終年の平成27年が6万2,450人と算出されました。ここではちょっと出ておりませんが、基準年の平成15年は6万5,101人でございますが、これと比較いたしますと、平成22年が1,371人の減、平成27年が2,651人の減というふうには、残念ながらなっております。つまり、特別な施策を行わず、このままのまちづくりを続けてまいりますと、次第に人口は減少し、目標人口も今より減少した人口設定というふうになるわけですが、今回の算定では、新市の政策的な要因も加味し、平成22年までにおおむね2,500人、平成27年にはおおむね5,000人を政策人口として加算し、1,000の位に丸めて、それぞれ平成22年を6万6,000人、平成27年を6万7,000人と設定しております。

この目標数値は、年度が違いますが、前の渥美郡3町時と同じ目標人口となります。この政策人口の根拠といたしましては、昨年8月の田原市の市制施行によるイメージアップ、それから、新たな市街地整備による新市の総合的な魅力づけ、より戦略的な企業誘致活動等による新たな流入人口を呼び込み、これらの人口を田原光崎の残地区や大久保地区等で新規の住宅開発計画がありますが、こうした住宅開発。さらに、田原の浦片、片西及び豊島の梅裕、神戸第3工区、こうした区画整理事業、その他民間の住宅事業の誘発等、こうしたものをこれらの受け皿として位置づけ、根拠とするものでございます。

以上が目標人口であります。

次に、その下の年齢別人口でございますが、このうち、老年人口については、今後も少子高齢化が進行すると見込まれ、平成27年には1万6,500人、24.6%というふうの設定をいたしました。

次に、(2)の世帯数でございますが、人口増加や核家族化の進行から、平成27年度の世帯数を2万3,000世帯と設定しております。

2ページに移っていただきまして、就業人口につきましては、臨海部の企業誘致等による社会増要因も加味いたしまして、平成27年度の就業者数を4万1,600人と設定いたしております。

産業別では、第1次産業については、農業の近代化、輸入農作物等の影響により就業者数は減少傾向にありまして、この状況は将来的にも続くものと予測されますので1万2,400人というふうにご設定をいたしております。第2次産業は、臨海工業用地の活用により、就業者数は増加するものと想定し、1万2,900人と設定しております。第3次産業は、第2次産業の発展に伴って増加が見込まれることから、1万6,300人というふうにご設定をいたしました。

以上が人口の見通しでございます。

次に、3ページの新市の課題でございますが、新市において、主に取り組むべき課題として、次の10点を挙げさせていただきます。

まず、の産業の活性化では、たとえ日本一の生産高といえども、農業の先行きが不透明であること。工業も国際競争の激化等により、臨海の企業誘致も思い切った施策がないとなかなか難しいこと。商業、観光では消費の低迷や多様化するニーズに対応しきれていないことなどを挙げてございます。

の幹線道路の整備では、東名インターチェンジまで田原からでも1時間もかかる。工業、農業、観光等のせつかくの発展可能性を阻害している状況など。

の生活基盤の整備では、道路、下水道及びコミュニティ施設などの整備が両市町で進捗状況が異なっていること。

の地域防災対策の充実については、いつ来てもおかしくない東海地震や東南海地震への対応がまだまだ十分とは言えないこと。

の地域コミュニティの確立については、かつての地域コミュニティが失われつつあり、新たな担い手として期待されるNPOやボランティア組織などの育成、組織化、これらが必要であること。

の市街地整備では、田原の中心市街地の駅周辺、駅前通り線など、主要道路がまだ未整備であることなど。

の教育文化の振興では、学校施設の耐震工事や学校そのものの適正規模、あるいは適正配置といった課題があることなど。

の環境社会への対応では、太陽光、風、家畜糞尿などの地域エネルギーがまだまだ十分活用されていないこと。それから、三河湾の水質汚濁などの課題を挙げております。

の広域的な地域整備では、県境を越えた連携の強化等、広域的視点に立った大きな戦略が必要であることなど。

最後に、の行財政改革の位置づけについては、行政評価等を基礎とする行財政改革が今後の大きな課題であることなどを上げております。

こう言って一応課題を挙げておりますが、この課題というのは、今後の事業の位置づけにより、裏腹の関係にございますので、今後も事業の位置づけで多少なりとも修正もあろうかと考えております。

続きまして、6ページの第3章 新市の土地利用の方向性でございますが、新市の将来像を実現するため土地利用計画について、見直しによる棚上げ整備、など、

グ、これらを結ぶ道路ネットワークの整備方針を掲げたものでございまして、大きく3点に整理しております。

なお、8ページに土地利用構想概念図がありますので、こちらをご覧くださいながらお聞きとりをいただければというふうに思います。

戻っていただきまして、6ページの1の地区拠点の整備でございますが、これは4点に整理させていただきました。

まず、市街地整備の1番から3番でございますが、の新市中心市街地では、現田原市の中心市街地を位置づけ、高度で多様な都市機能の充実を図るものとし、の赤羽根市街地では、土地区画整理等の事業手法により、自然と調和した新市のサブ核としての整備を行うものでございます。の福江市街地では、快適な居住環境と個性的な景観を形成する新市のサブ核としての整備を行い、また、の新市交流拠点の整備では、両市町境の芦ヶ池周辺に新市民の活発な交流を支援する中央交流拠点を位置づけます。

また、地区の特性を生かすため、生涯学習施設が集中し、中央公園が計画される田原から豊島にかかる地域をスポーツ・文化交流拠点に、観光に主体性を持つ伊良湖交流拠点、汐川干潟、姫島、白谷海浜公園、伊川津及び福江漁港周辺で干潟を有する三河湾交流拠点、雄大な海浜を有する表浜交流拠点について、それぞれ位置づけ、地域の特徴や特性を生かした整備をしようと位置づけたものでございます。

2の特徴的ゾーンの整備につきましては、5つのゾーニングを設け、臨海産業ゾーンでは、産業・物流拠点としての土地利用の高度化と港湾機能の充実、農業活性化ゾーンでは、農業基盤の整備と遊休農地の解消など、農業の活性化。表浜海浜環境ゾーンでは、自然の保全と観光的な利用促進、三河湾環境ゾーンでは、三河湾浄化と自然と親しむ場としての整備、そして、自然景観形成ゾーンでは、貴重な緑地空間としての里山の保全、このようにそれぞれのゾーンの利活用と整備促進を図りたいとするものでございます。

最後に、3の新市道路ネットワークの整備につきましては、の広域幹線道路との新市交流軸と循環道路の整備の2点を掲げ、まず、1点目の広域幹線道路の整備につきましては、伊勢湾口道路の整備促進や、渥美半島縦貫道路、国道259号及び42号等の整備を位置づけるとともに、これまで同様、新市の発展の鍵を握る新市から国道23号大山ジャンクション及びその先の東名高速道路インターチェンジまでの大幅な時間短縮を目指すというふうにしております。

また、2点目の新市交流軸と循環道路の整備につきましては、新市の市民生活の一体化や、産業活動を緩和するため、地区内幹線道路と南北横断道路等の整備を行いまして、各拠点間の移動時間、前の3町もそうでしたが、これを15分を目指したいというものでございます。やや背伸びした時間設定ではございますが、計画でございます。高い目標を持って移動時間15分ということで、引き続き位置づけたいというものでございます。

そして、以上申し上げました土地利用の方向性を図示したものが8ページの新市土地利用構想概念図でございます。ご覧いただければ、今の説明したところでございますので、対照していただければというふうに思います。

以上が、本日、ご報告できる素案部分でございますが、この後の章で新市の施策、愛知県事業、財政計画等が記載されることになっております。これらは現在、作業中でございますので、できる限り作業を急いで、案が示せる段階になりましたらまたお諮りいたしますので、よろしくお願いたします。

以上で、今日できたまでの建設計画案ということでご報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長	<p>はい、ご苦労さま。 それでは、今日時点までの部分の報告がございました。何かただいまの報告につきましてご質問、ご検討がございましたらお願いをいたします。 はい、どうぞ。小川さん。</p>
小川委員	<p>まずは1つ、新市道路ネットワークの整備という形で、2のほうで新市交流軸と循環道路の整備につきましては、前回3町合併のときにも各拠点間の移動時間15分ということで、私、これを提案いたしましたので、今回これをまた取り上げていただいておりますけれども、前に戻りまして、3ページの地域の課題の中の でありますけれども、幹線道路の整備、この中に259号線は、ちょっと文言で入っていませんけれども、先の土地利用の方向性の中の広域幹線道路の中では一般国道259号線などの整備促進をという文言が入っておりますけれども、地域の課題としては、現在、259号線、渥美町のところもやっぱりバイパス化が必要かなという、その部分ができたら課題としてこちらも取り上げていただければ、今これを見てみますと、田原と赤羽根さんがしたときの文言のような感じがいたしますので、259号線の渥美町部分の課題も少し取り上げていただければと思いますけれども。 以上です。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
事務局長補佐 (大谷紀夫)	<p>この幹線道路、ご指摘の部分も259号、県道ということでございますので、勉強会がこの後予定されますが、その後、県のほうのこの事業についてどうやるということも考え合わせます。それと、分量のことも考え合わせます。 いずれにしろ、ご指摘のとおりではございますので、今後の調整の中で、ご意見としてお聞きし、できるならば修正していきたいというふうに考えております。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
河合顧問	<p>7ページの、 の三河湾環境ゾーンというのがありますね。これが海に囲まれた場所でありながら、海の利用、活用、自然の幸を真剣に考えていないような文章になっているわけで、消極的な文章になっていますので、この漁業の活性化というのをひとつ入れたらどうですかね。これ、渥美町では可能性が非常にありますので、三河湾の指定されている中ではちょっとやりようがないんですけれども、その外では、何らかの形でこの海を生かす渥美半島を真剣に考えなければいけないと思っておりますけれども、漁業をやっている人たちは少なくはなっているけど、まだ渥美にはかなりおるでしょうし、それから、自然のものを取るだけではなくて、これからはもう少し、栽培漁業みたいなものを育成して、観光用の資源に使うとか、いろいろ考えないと、渥美半島は半島でございますから、アクセスはどうしても、渥美町からインターまで行くなんで大変なことだもんね。豊橋で会合など持ちますと、渥美町の参加はほとんどないんですよ。田原がぼちぼちあるということですが、そんなことを常に感じていて、だから、渥美町が簡単に豊橋までアクセスができるような形というのは常に考えておかなければいけないかなと、こんなふうには思っておるわけなんです。</p>

議長	ただいまのご質問について。
河合顧問	これ、逆の説があるんですかね、町長さん。もう漁業はいいんだとか、
原副会長	いいことを言っていた。私は賛成です。
河合顧問	そうですか、ぼくのご感覚だと、何としても育成してあげなければいけない部分だなと思うもので。農業、漁業に力を入れると。
事務局長補佐 (大谷紀夫)	特に先ほど申しました福江漁港あたりの周辺は、大変立派なアサリの漁場としても、また、その他も大変盛んでございますので、そうした側面も含めた格好で表現のほうを変更させてもらうように考えたいと思っております。 以上です。
議長	はい、どうぞ。
河合顧問	ぜひ、水産業の振興ということで、栽培漁業、アサリが代表なんですが、そういったもの、その他のものも大変、最近動きがありますので、全国的にも注目されている地域ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 以上です。
議長	ほかにご意見でもご要望でも何でも結構です、どうぞ。 組合長さん方、あるいは商工会長さん方、何かありますか。まだそこまで、あんまり内容がいつておらんようだけ。はいはい、どうぞ。
岡本委員	渥美半島も観光がちょっとすたれてきたような現況がございますので、もう少し観光のほうを力を入れて、お客さんの誘致ということも必要があるかなと思ひますけれど、その中で、一般的な観光もそうですけれど、本当に全国の農業地帯ですので、農業を主体とした観光客の誘致というものも必要性があるかなと。 今、観光農園というのがいろいろありますけれど、渥美半島の中でも、個人的に観光をやっておる方もございますし、もう少し規模を大きくした、本格的な観光農園というんですか、メロン狩りだとか、花狩りだとかいろいろありますので、総合的なものを考えてやっていつてはどうかというふうなことがありますので、その点についても農業の活性化とともに、両面でやっていけるような方策もひとつ、お願ひをしたいなと思ひて、そんなこと。行政だけにといつてはなくて、農協のほうとしても一緒にやっていくようなことを。
議長	何か、事務局、コメントありますか。
事務局長補佐 (大谷紀夫)	今日は新市の主要施策が出しておりませんで、大変申しわけございませぬ。組合長さんのご意見等、また分科会のほうにつなぎまして、事業調整にかかりたいと思ひます。
議長	はい、どうぞ。

河合顧問	<p>あれですが、イベントというのがこれからの世の中の、人を集めるのに一番具合がいい形なので、音楽会でも何でもいいから、こういう企画をして、毎年、定例でやれるようなものを渥美半島で、サーフィンやそういうものはあるようですけども、何か文化的なもので、あそこへ行くと変わったものが聞けると。その場所というんですか、結集できるような場所があるのかよくわかりませんが、そうして、皆さんを集めるイベントの企画というのをやって、始めのうちは集まらないかもしれませんが、そのうちにだんだん集まるようになりまして、具合がいいものではないかなと思うんです。そんなふうに思いますけれども。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 何かコメントありますか。いいですか。 ほかに、はい、どうぞ。</p>
鈴木委員	<p>商工会も女性が田原には800人ぐらい少ないから、何とかして女性をふやそうと思って、トヨタさんをお願いしました。ですが、なかなか生活科とか農業科とか、食品科学というような科では、埋立地へ出てきておるものづくりの企業だと、採用しかねるというような言い方をされております。そういうことで、専門的な分野の学校がほしいなど、こういうことでずっと5年ほど大騒ぎをしておるわけですが、なかなかそのことを見いだすことも難しいし、女性だけというのは、どうも行政に聞いてみると、そういう差別をはいけないというようなことで、言葉を慎まなければいけないというふうに言われたものですから、ちょっと力を入れることができないわけですが、渥美郡の子供たちは80%、この渥美半島へ勤めたいという願望がありますので、その辺を合併の機会に、ひとつよく考えていただいて、安定してお嫁さんがもらえる、地元でもらえると。そんなふうに感じておりますので、いい機会ですので、田原も渥美も、商店の跡取りに嫁もないが、農業者にもないだろうと、こんなふうに思って、切実な思いを今感じておりますので、いい機会ですのでひとつ考えていただけたらなと、こんなふうに思っております。またよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。 何か、事務局、コメントありますか。いいですか。</p>
事務局長補佐 (大谷紀夫)	<p>今の意見は分科会のほうへ伝えまして、反映できたらと考えております。</p>
議長	<p>ほかにいかがですか。はい、どうぞ。</p>
山田委員	<p>臨海のほうからちょっとお願いをしたいと思ひます。 臨海産業ゾーンということで、ここに機能的なものは港湾機能の強化というようなことで挙げていただいております。今、既にトヨタ自動車さんで8,500人ぐらいですか、それから、アイシンさんも1,500人ぐらいということで、あの地区に約1万人以上の方が今、働いておられます。ぜひ、ひとつ、臨海との接点といいますか、道路もそうなんですけれども、できればトヨタの寮から出て、どちらかという豊橋のほうへずっと走ってしまうほうが非常に便利ではないかなというふうに思ひます。できれば、ジエフコの辺まで、今使っているバスを、ちかいうちに</p>

	<p>るに太い道路をつくっていただいて、あちらに誘導するといいますが、そういうものも大事でしょうし、もし、三河大橋の向こうの辺に大規模な商業施設といいますが、そういうものができれば、多分そっちに取られてしまうというようなことも、私はちょっと心配をしております。今から、もう既に臨海そのものはいつも市長さんや会長さんが言うておられるように、工業出荷額がかなり出ておるということで、今からある程度のものに接点を持って、働く人たちとの接点を持つこと、それから、まちへ来てもらうことの、いわゆる誘導という変ですけど、自然に流れてもらうといいますが、そういうこともこの都市計画の中に入れていくのが大事ではないかなというふうに思います。すぐにはできませんので、今から計画をして、何か臨海との接点というのがほしいなというふうに思っています。よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ほかに。まだ発言の機会はこれからもいくらでもありますけれど、できるだけ日ごろ思っていることがありましたら、どんどん発言をしてください。 はい、どうぞ。渡會さん。</p>
<p>渡會委員</p>	<p>先ほど、農協の組合長さんが申されましたように、観光の不振が目を覆うばかりのところがありますが、最近、全国でいろいろ脚光を浴びているといいますが、元氣な観光地というのがほとんど1次産業をプラスした何らかの形の観光地が大変盛況でございます。と言いますのは、例えば、三重県のもくもくファームですか、それから、埼玉県サイボクですか。特に渥美半島の場合は、畜産関係では本当に日本一の規模もあるようでございますので、そういう意味でその排泄物を使った有機農法、バイオマス事業だとか、風力開発のそういう発電の公園化だとか、いろいろな意味で可能性がたくさんあると思うんです。何らかの形でひとつ、農協さん含めて、大きい計画をつくってもらいたいなど。全体を見通せるような形でお願いしたいと思っておりますので、よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見で。 何か、事務局、特にコメントありますか。いいですか。 ほかにございますでしょうか。 それでは、本日のところはこういう提案でございまして、また、この提案も今からいろいろご意見を踏まえて文言も変わるわけですね。これはまだ続きがずっと出てくるわけですね、これから。ということで、今日のところはこの程度ということですか。 では、今日のところはこの程度で一応おきます。 それでは、事務局、ほかに何かあったら言ってください。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、勉強会に入る前に、次回、第5回目の協議会の日程と、それから、新市のまちづくり開催のご案内をしたいと思っております。 最初に、5回目の協議会の開催日程でございますが、10月8日の金曜日を予定しております。場所は田原市役所で午後1時30分でございます。ご予約をお願いしたいと思います。 次回の議題でございますが、本日ご提案申し上げました「一部事務組合等の取扱いについて」ほか10件の確認と新たな提案としまして、これまで調整を進めてまいりました「合併の期日」それから「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」の</p>

議長	<p>2件及び協定項目D群の「各種事務事業の取扱い」の総括的な方針を始め、個別の事務事業につきまして、計15項目の提案を予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それから、先回もご案内させていただきましたが、本協議会が主催で計画を進めております、合併に関しての新市のまちづくり講演会、これは合計3回程度の開催の予定でしたが、第2回及び3回目の開催についてご案内を申し上げたいと思います。</p> <p>お手元の資料をご覧いただきたいと思います。まず、10月8日の金曜日、次回の第5回の合併協議会の開催日でございますが、この日の夜、渥美町福江のご出身で、現在、東京の高千穂大学の客員教授であられる山本雄二郎氏をお招きしまして、ふるさと渥美半島を大いに語っていただきたいと考えております。開催場所につきましては、渥美町の文化ホールにおきまして午後6時30分からを予定させていただきます。</p> <p>さらに第3回目としまして、10月26日、火曜日でございますが、本合併協議会顧問であります河合秀敏先生に講演を、こちらは田原の文化会館で午後6時30分からお願ひしております。演題等の詳細につきましては、今後あらためてご案内申し上げますので、ぜひともご予定をお願いしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それでは、まだ後ほど勉強会も予定いたしておりますので、第4回の合併協議会はいったんここで閉じさせていただきます。</p> <p>引き続き、後ほど勉強会を行いたいと思いますので、本日の協議会のほうはこれで閉じたいと思います。</p> <p>ご協力どうもありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">午後1時34分 閉会</p>
----	--